

『丹後国風土記』の水の江の浦の嶼子譚の歌謡考

On the Uta of Mizunoe no Ura no Simako' Story in the Tangokoku Fudoki

鈴木 武晴

Takeharu SUZUKI

一、歌謡の読み下し本文

『丹後国風土記』の水の江の浦の嶼子譚には、物語の地の文の後に、五首の歌謡が置かれている。地の文の末尾の書き下し本文につづけて、歌謡の読み下し本文を掲げれば、次のとおり（本文は、日本古典文学大系と新編日本古典文学全集の『風土記』を参照して記す。歌謡には考察の便宜上、ローマ数字を付する）。

Ⅰ：嶼子、即ち期要に乖違ひ、還りて復会ひ難きことを知り、
首を廻らして踟躕み、涙に咽ひて徘徊りき。ここに、涙を拭ひ
て哥ひしく、

I 常世辺に 雲立ち渡る
水の江の 浦嶼の子が
言持ち渡る

神女、遙かに芳しき音を飛ばして、哥ひしく、

Ⅱ 大和辺に 風吹き上げて
雲離れ 退き居りともよ
我を忘らすな

嶼子、更に、恋望に勝へずして哥ひしく、

Ⅲ 子らに恋ひ 朝戸を開き

我が居れば 常世の浜の
浪の音聞こゆ

後時の人、追ひ加へて哥ひしく、

IV 水の江の 浦嶋の子が
玉匣 開けずありせば
またも会はましを

V 常世辺に 雲立ち渡る

たゆまくも はつかまとひし
我ぞ悲しき

古典大系本（頭注八）には「浦島と神女との贈答三首は後人追和の歌と同類のもので、この伝承に本来あつた歌でなく、伝承を脚色するために他の伝承の歌または後の制作の歌を添え利用したもの。」と捉えている。以下、このことを、一首ずつ読み解きながら考えたい。

二、歌謡の読解と把握

Iの歌謡は嶋子の立場で詠んだ歌で、「常世の方に向かって雲が立ち渡っている。水の江の浦嶋の子の神女への言葉を持って雲が立ち渡っている。」の意。「雲は天にかかるもので、神仙境を天上として詠じた歌」（古典大系本）である。

これに対し、神女が天上遥から美しい声を響かせて歌ったIIの歌は、「大和の方に向かって風が吹き上げて雲が離ればなれになるように、離れて居ても、私を忘れないで。」の意。指摘されているように、この歌は『古事記』仁徳天皇条の黒日売が仁徳天皇に向けて詠んだ「大和へに西風吹き上げて雲離れ返き居りとも我忘れめや」（五十五番歌）を若干改変した歌である。

Iの歌謡について、新編古典全集に「人物呼称において本文中では一貫して「嶋子」であったものが歌謡中では『うらしま』となっている」と指摘し、それは「後補に起因」すると述べている。確かに歌謡には仮名書きで「美頭能容能 宇良志麻能古」とあり、地の本文中の「水の江の浦の嶋子」（原文「水江浦嶋子」）と異なっている。このことは新編古典全集に説くように、歌謡が後補であることを告げていると考えられる。嶋子の立場での歌謡Iを立ち上げる先掲の地の文「嶋子、即ち期要に乖違ひ、ここに、涙を拭ひて哥ひしく」と歌謡I、そして歌謡IIを誘引する地の文「神女、遙に芳しき音を飛ばして、哥ひしく」と歌謡IIが後の補いで、歌謡III・IV・Vも同様に考えられる（後述）。

ということになると、『丹後国風土記』の水の江の浦の嶋子譚は「嶋子、即ち期要に乖違ひて……」の直前の「……玉匣を撫でて神女を感思ひき。ここに、嶋子、前の日の期を忘れ、忽に玉匣を開きければ、即ち瞻ざる間に、芳蘭しき体、風雲に率ひて蒼天に翩飛けりき。」で閉じられていた時期があつたと推定できる。この部分に見られる「風雲」「蒼天」の語は、この物語の本体部の最初の方の嶋子と女娘の出会いの場面の

女娘、微笑みて対へけらく、風流之士、独蒼海に汎べり。近しく談らはむおもひに勝へず、風雲の就来つ」といひき。嶼子、復問ひけらく、「風雲は何の處よりか来つる」といへば、女娘答へけらく、「天上（あめ）の仙の家の人なり。請ふらくは、君な疑ひそ。相談らひて愛しみたまへ」といひき。

の傍線部の「風雲」「天上」と響き合い首尾呼応している事實は、本稿の推定を保証する。そして、「嶼子、期要に乖違ひて」以下「涙を拭ひて歌ひしく」までの地の文と歌謡ⅠとⅡはその首尾呼応の尾の文脈を維持する形で記されていると言える。

歌謡ⅠとⅡは、先掲の「玉匣を撫でて神女を感思ひき。芳蘭しき体、風雲に率ひて蒼天に翩飛けりき。」に描かれる嶼子の状況に深いあわれを感じた人物が恋の思いを展開させるために添加したものと考えられる。そして、歌謡Ⅰで、雲は嶼子の「芳蘭しき体」のみならず嶼子の神女への言葉を持って立ち渡っている。嶼子の立場に立つて詠み、歌謡Ⅱでは、その言葉を受けた神女が天上から「芳しき音」を飛ばして、風が吹き上げて雲が離ればなれになるように離れて居ても、私を忘れないでと切ない心情を神女の立場で歌うのである。「風吹きあげて雲離れ」の表現は、本文の先掲箇所「風雲」を受けて展開した形の表現で、仁徳記の黒日売の歌謡が改変転用されたのも、その展開の意図にかなっていたからと考えられる。

Ⅲの歌謡は嶼子の立場での歌で、「神女に恋い、独り夜を明かし朝戸を開けてたたずんで居ると、常世の浜に打ち寄せる波の音が聞こえる。」の意。神女の歌謡Ⅱの「大和辺に風吹き上げて雲離れ退き居りともよ」を受けて「子らに恋ひ朝戸を開き我が居れば」と詠み、

歌謡Ⅱを誘引する地の文の「芳しき音」とその具現である歌謡Ⅱそのものに対して、「常世の浜の浪の音聞こゆ」と応じて、もはや神女の「芳しき音」は聞こえず、ただ常世の浜の浪の音だけが空しく聞こえる旨を述べて、嶼子と神女の贈答三首の群をしめ括っている。点に文学的意義が認められる。

古典大系本に「この歌では神仙境を天上とせず海の彼方としてゐる。前の二首と異なる。」と述べている。これは、物語の本体部が海中の「蓬山」（仙都）「神仙の堺」ともを舞台とすることに応じたためであろう。

歌謡Ⅲを導く地の文の原文「更」は「また」と訓まれているけれども、ここは嶼子と神女の贈答をしめ括る意味あいを持って用いられたものと考えられるので、「更」と訓むべきである。「更」は万葉集に例があり（巻三・四七〇〜四七四番歌題詞、巻四・七四一〜七五五番歌題詞、七六七〜七六八番歌題詞、巻五・八五五〜八五七番歌題詞、八五八〜八六〇番歌題詞など）、「前から続てきた歌群のまとめを示す語」（伊藤博「萬葉集釋注」^{（注5）}）巻四・七四一〜七五五番歌題詞の「更に」の釋文）であるからである。してみると、このⅢの歌謡も、Ⅰ・Ⅱの歌謡を成した人物と同じ人物の詠作と見られる。

注目したいのは、「更に」歌われた嶼子の立場での歌謡Ⅲのあとに、「後時の人」の「追加」歌があることである。このような例も万葉集に見出せる。先に歌番号のみを掲げたが、巻五の「松浦川に遊ぶ序」の蓬客（さすらいの旅びと）と松浦川の川べりで魚を釣っていた神女の娘子たちとの贈答歌群（序文十八五三〜八六〇番歌）と「後人の追和する歌三首」（八六一〜八六三番歌）である。その構成を

具体的に示せば、次のとおり。

- 1、序文
- 2、蓬客の贈歌（八五三番歌）
- 3、娘子の答歌（八五四番歌）
- 4、蓬客の更に贈る歌（八五五〜八五七番歌）
- 5、娘子らが更に報ふる歌三首（八五八〜八六〇番歌）
- 6、後人の追和する歌三首 帥老（八六一〜八六三番歌）

1〜5の歌は大宰帥大伴旅人の作と覚しい。4と5の「更に」の増報で歌群がまとめられたあとに、6の後人追和の歌が置かれている。この歌も歌の下に「帥老」（大宰帥大伴旅人をいう尊称）とあり、旅人の作である。すなわち、6は後人に仮装した歌（『萬葉集釋注三』）なのである。

このような万葉集歌の同一歌群の「更に」詠んだ歌と「後人追和」の歌の在り方を心得た人物が、嶼子の立場で更に神女への恋の思いを詠んだ歌のあとに、「後時の人」の「追加」歌（歌謡ⅣとⅤ）を置いたものと考えられる。この「後時の人」の「追加」歌Ⅳ・Ⅴも、歌謡Ⅰ〜Ⅲと同じ人物の手になる作であるということが考えられる。

「後時の人」の「追加」歌Ⅳ・Ⅴを検討してゆけば、どのように捉えるべきか、おのずと結論が導かれてこよう。

歌謡Ⅳは、第三者の立場での反実仮想の歌で、「水の江の浦嶋の子が持っていた玉匣たまげ、その玉匣を開けなかつたならば、も一度神女に逢うことができたものを」の意。Ⅰの歌謡の「水の江の浦嶋の

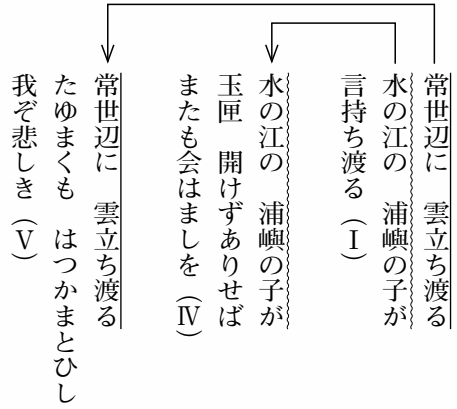
子が言こと」を受けて、物語本文中の

女娘むすめ、玉匣たまぐしげを取りて嶼子さつに授けて謂いひけらく、「君、終つひに賤われ妾めを遣わすれずして、眷かへりみ尋ねむとならば、堅かたく匣げを握とりて、慎ゆめな開あき見たまひそ」といひき。

の女娘の言葉を想起し、「嶼子、前の日の期を忘れ、忽に玉匣を開きければ」以下の記述を踏まえて詠んだ歌である。

次の歌謡Ⅴは、「神女を思う心に弛ゆるみがあつて、僅に心迷いして玉匣を開けてしまった私は、悲しいことよ。」の意。Ⅰの「常世辺に雲立ち渡る」を上二句にそのまま受けた浦嶋の子の立場の歌で、Ⅳの歌謡と同様に「玉匣」を開けてしまったことを問題として、嶼子自身を悲しんでいる。

上述のように、歌謡ⅣとⅤは、歌謡Ⅰの表現を受けて、一連の歌群をまとめ収めている。改めて表現の関連を具示すれば、次のようになる（歌謡ⅠとⅣ・Ⅴの内側にある神女の歌謡Ⅱの「退き居り」と嶼子の歌謡Ⅲの「我が居れば」が対応し、ⅡとⅢの歌謡が対応していることも、あわせて指摘しておきたい）。



Iの内側の表現(第三・四句)に内側の歌IVを対応させ、Iの外側の表現(第一・二句)に外側の歌Vを対応させたもので、Iの歌謡を軸にIV・Vの歌謡が波紋状に広がる図であると言える。これは、万葉集の歌群構成に見られる波紋型対応構成(巻四・四九六～四九九番歌など多数)と同様の構成意識に拠ると考えられる。このように、歌群の構成における「更に」と「後時の人」の「追加」歌の関連のみならず、歌群の歌と歌との波紋型対応の面においても、万葉集との密接な関連が知られるのである。

三、歌謡の原文表記と万葉集歌の表現の原文表記との関連

当該歌謡と万葉集の歌との密接な関連は、歌群の構成手法の面

他に、歌の表現の原文表記の面においても見て取れるのである。各歌謡の表現の原文表記ごとにそれと同じ原文表記をもつ万葉集歌の歌番号を掲げれば、次のようになる(傍線を引いた歌番号の歌は大家持歌)。

I・「等許余」

卷十八・四〇六三番歌

・「久母」

卷十四・三四〇九、三五一二、卷十五・三六〇二、卷十七・四〇〇三、四〇一一、卷十八・四二二二、卷二十・四二九六、四四一〇番歌

・「多知和多」(立ち渡)

卷五・七九九、八三九、卷十八・四二二二、卷十九・四一六三、卷二十・四三二〇番歌

・「許等」

卷十四・三三九八、三五〇一、三五二五、三六九五、三七四三、三七六三、卷十七・三九六九、四〇一一、卷十八・四一〇六番歌

・「母知」

卷十四・三五六七、卷十五・三五七九、三七七八、卷十七・三九九三、四〇〇六、卷十八・四〇九四(二例)、四一一六、卷二十・四三三一、四三五六、四四四九番歌

II・「夜麻等」

卷十五・三六〇八番歌異伝

・「加是」

卷十五・三六一六、卷二十・四三三三、四五一四番歌

・「久母婆奈礼」

卷十五・三六九一番歌「久毛婆奈礼」

・「和須良須奈」

卷十四・三四五七番歌

Ⅲ・「古良」

卷五・八五六、卷十八・四一二五(二例)、四一二七、卷二十・

四四〇一、四四三六番歌

・「古非」(「恋ひ」動詞連用形)

卷十四・三三七六、三七一五、三四三三、三四七五、三四七七、

三五〇八、三五六六、三五六八、卷十五・三六六八、三六六九、

三六七〇、三六八三、三七一八、三七二六、三七三九、三七四二、

三七四七、三七四八、三七五二、三七八〇、卷十七・三九三九、

三九七〇、三九七三、三九七五、卷十八・四〇五一、四〇六九、

卷十九・四二二〇、卷二十・四三四七、四四二二、四四四五番歌

・「比良企」

卷五・八〇四(意斯比良伎)、卷二十・四四六五番歌(比良伎)

・「波麻」

卷十四・三三五九、三三三三、卷十五・三六二七、三六三二、

三七二一、卷十七・三九九四、卷二十・四三六〇、四三七九、

四四一一、四四五七番歌

・「奈美」

卷十四・三三四九、三三八五、三四一三、三五五〇、卷十五・

三六〇九、三六六〇、三六九一、三七〇九、卷十七・三九五九、

三九八六、卷十八・四〇三三、四〇三三番歌

Ⅳ・「世波」

卷八・二四九七、卷十・二一四八、卷十四・三五四五番歌

・「麻多母」

卷十五・三六一九、三七一〇番歌

・「阿波」

卷四・五三二、卷五・八〇九、八三五、卷十四・三三五五、三三三

六四、三四八二番歌或本歌

・「麻志」

卷四・五三九、卷五・八八六、八八九、卷八・一四九七番歌

Ⅴ・「加奈志企」

卷二十・四三九一番歌

その他、Ⅲの歌謡の「阿佐刀」と一字違いの「安佐刀」が卷二十・四四〇八番歌(家持歌)に見られる。

また、Ⅱの「布企」、「所企」、Ⅲの「比良企」、「企許由」、Ⅴの「加奈志企」のように動詞の活用形や動詞の語幹、形容詞の活用形に用いられている「き」の仮名「企」は、万葉集では卷五にのみ「宇良売斯企」(うらめしき、卷五・七九四番歌)、「企久」(聞く、卷五・八四一番歌)、「企許斯遠周」(聞こしをす、卷五・八〇〇番歌)、「佐企」(咲き、卷五・八二九番歌)、「曾牟企」(そむぎ、卷五・七九四番歌)のように用いられているのである。

さらに、Ⅱの「和遠」(我を)、Ⅲの「阿佐刀遠」(朝戸を)、Ⅳの「阿波麻志遠」(会はましを)の助詞「遠」(を)の仮名は、万葉集中の二十九例のうち十九例が卷五に見られる。その歌番号を掲げれば、以下のとおり。八〇〇、八一三、八二五、八四三、八五〇、八六三、八六九、八七二、八七四、八七五、八八四、八八五、八九七(五例)、九〇一

番歌（二例）。うち、傍線の一首が「松浦川に遊ぶ序」の歌である。以上のように、水の江の浦嶋子譚の歌謡のポイントとなる重要な表現等とその原文表記は、万葉集歌の表現及びその原文表記と一致していると言える。

前節の考察において、当該歌謡Ⅰ～Ⅴは、万葉集巻五の「松浦川に遊ぶ序」などの歌群構成手法を念頭に据えて構成されたと考えられることを立証した。そして、歌謡の表現とその原文表記の面においても、万葉集巻五の同伴旅人・山上憶良関係歌と密接に関わっていることが知られる。Ⅱの歌謡の原文表記「古良」（子ら）が「松浦川に遊ぶ序」の八五六番歌に見られることも偶然ではあるまい。

また、Ⅰの歌謡の「等許余」など、巻十七～二十の同伴家持関係歌二十七首三十一例（先掲傍線を引いた歌番号）との関わりも見てとれる。巻十八・四二二七番歌にはⅢの歌謡と同様、「古非」と「古良」が一首中に用いられている。

四、物語の冒頭部と本体部の記載者と歌謡・後補部の作者の推定

以上の考察に基づけば、水の江の浦の嶋子譚の地の文の「嶋子、即ち期要に乖違ひ」以下、歌謡Ⅴに至る後補部は、同一人の手になると考えられる。その人物は、漢文を織り成すことができ、また万葉集歌の表現と原文表記、歌群の構成と手法を心得ていてそれに立脚する歌も作ることができる人物と言える。

では、その人物は一体誰なのか。このことを考察する上で、まず

水の江の浦の嶋子譚の冒頭部の「是は旧の宰伊預部の馬養の連が記せるに相乖くことなし。故、所由の旨を略陳す。」と記して物語の本体部を記した人物は誰なのか、考察しておきたい。

「旧の宰」は「以前の丹波国守。和銅六年丹波国から丹後国の分立する以前の国守。」（古典文学大系本頭注一七）をいう。これは「丹波の国」を基点としての捉え方で、冒頭部の文を記し、さらに物語の本体部を記した人物が丹波の国守であることを語り告げていると思われる。伊預部馬養の連が記した水の江の浦の嶋子譚は、丹波国庁に保管されていたであろう。それを基に、その物語を略陳したものと察せられる。

そこで、宮崎康充編『国司補任 第一』の「丹波国」の所を見ると、『続日本紀』の養老三年七月十三日条に、丹波国守正五位下小野朝臣馬養が丹後・但馬・因幡の三国を管する按察使となったことが知られる。丹後国をも管するこの人物ならば、伊預部馬養の記した水の江の浦の嶋子譚を略陳することはできよう。一つの可能性として提示しておきたい。

この後、天平四年九月五日に従五位上石上乙麻呂（？——七五〇）が丹波国守に任ぜられ、天平十年正月二十六日に左大弁に任ぜられるまで、約五年四カ月ほど務めたことが知られる。

この石上乙麻呂は、漢詩文を織り成すことができ、その集『銜悲藻』二巻は現存しないけれども、その中から『懷風藻』に五言詩が四首収録されている。いずれの詩も天平十一年（七三九）に藤原宇合の妻久米連若売との恋愛事件を起こして土佐国に配流されていた時の作である。漢詩文のみならず、『万葉集』に二首の歌（卷三・三六八、三七四番歌）が収録されている。作者未詳の「石上乙麻呂

卿、土佐の国に配さゆる時の歌三首」(巻六・一〇一九〜一〇二一番歌)も存在する。

この石上乙麻呂は、上述のように漢詩文を織り成し、歌も詠み成す人物であり、水の江の浦の嶋子譚の後補部の漢文の地の文「嶋子、即ち期要に乗違ひて」以下、歌謡Ⅰ〜Ⅴまでを織り成す文学創作の力を持っていると認められる。『懷風藻』の「五言。南荒に飄寓し、京に在す故友に贈る。」の詩(一一五番)には、「遠復千里に遊び、徘徊寸心を惜しむ。(遙かな遠い千里の他郷にさすらい、さまよって自分の小さい胸の中を嘆きいとおしむ)の意)のように後補部に見られる「徘徊」の語も見られるのである。

また、石上乙麻呂の子の宅嗣は、大伴家持と交流があり、天平勝宝五年の正月四日に宅嗣の家で催された宴での歌三首(巻十九・四二八〜四二八四番歌、四二八二は宅嗣の歌)は、家持に渡され万葉集に収載された歌群である。それゆえ、宅嗣の父石上乙麻呂が天平勝宝二年(七五〇)に亡くなるまでに、家持やその父大伴旅人と交流を持った可能性はあると考えられる。後補部に、巻五の大伴旅人と山上憶良関係歌や大伴家持歌の表現及び原文表記と同じ表現・表記が見られることも偶然ではあるまい。

宅嗣も父の乙麻呂と同じく、漢詩文を織り成し、歌を詠むことができた人物で、上述のように万葉集に歌一首、『経国集』『唐大和上東征伝』に詩や賦を残している。天平宝字年間(七五七〜七六五)以後は、淡海真人三船とともに文人の首と評されていた(『日本古代氏族人名辞典』など)。こうしたことと、水の江の浦の嶋子譚の歌謡の表現及び原文表記が万葉集の大伴家持歌の表現及びその原文表記と密接にかかわることを考え合わせると、宅嗣も父乙麻

呂のあと、後補部の形成にかかわった可能性があると考えられることにも言及して、閑筆する。

(二〇一八年十二月四日)

注

1、日本古典文学大系『風土記』、秋本吉郎校注、昭和33年4月5日、岩波書店発行 新編日本古典文学全集『風土記』、植垣節也校注・訳、一九九七年一〇月二〇日、小学館発行

2、原文「宇良志麻能古」で「浦嶋の子」「浦嶋」の言い方の初出。後の「浦島太郎」の呼称につながる。

3、物語の本体と後補部分をリンクさせるために「期要」「徘徊り」「涙を拭ひて」など、物語本体部に用いられている言葉を用いている。

4、歌謡Ⅰは嶋子の立場での歌であるが、「水の江の浦嶋の子が」と客観的な表現になっているのは、物語本文中の嶋子が里人にたずねた「水の江の浦の嶋子の家人は、今何處にかある」の用法を踏まえたからと考えられる。

5、一九九六年二月二十五日、集英社発行

6、後人追和の歌は巻五の「領巾磨の嶺」の伝説に拠る歌群にも見られる。その歌群の構成は次のようになっている。

- 1、前文
- 2、八七一番歌
- 3、後人の追和(八七二番歌)

- 4、最後人の追和（八七三番歌）
- 5、最後人の追和二首（八七四、八七五番歌）
- 7、平成元年六月三十日、続群書類従完成会発行
- 8、養老二年、少納言の時に遣新羅大使に任ぜられ、同三年二月に帰朝している（『日本古代人名辞典 2』、昭和三十四年七月十五日、吉川弘文館発行）。
- 9、新日本古典文学大系『続日本紀 二』（一九九〇年九月二七日、岩波書店発行）の補注8―三四に、按察使は「律令地方行政の単位である道の範囲に拘泥することなく数カ国をまとめ、その中の特定国の国司が兼任し管内諸国の行政を監察することになっており、巡察使に比べ帯びる位階が高く、現地に常駐している点に特色がある。」と記されている。
- 10、日本古典文学大系『懐風藻 文華秀麗集 本朝文粹』、小島憲之校注、昭和39年6月5日、岩波書店発行
- 11、一九九〇年（平成二）十一月一日、吉川弘文館発行

（付記）

本稿は、都留文科大学大学院文学研究科の二〇一八年度の共同研究費（研究題目「日本上代における地方文学の研究」）による成果である。

受領日…二〇一八年十二月六日
受理日…二〇一八年十二月十日